

令和八年第四回藤崎町議会臨時会会議録

一、開会日時 令和八年七月十七日 午前十時

一、開会場所 藤崎町議会議場

一、閉会日時 令和八年七月十七日 午前十時二十分

一、出席及び欠席議員の氏名

別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 木村文徳 係 長 大崎光喜

一、地方自治法第百二十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	栩内伸治	副町長	三上孝之
総務課長選管事務局長併任	鳴海浩司	財政課長	石澤岩博
経営戦略課長	三浦良彦	税務課長	佐藤健
住民課長	境輝幸	福祉課長	佐々木渉
農政課長農委事務局長併任	水谷圭希	建設課長	小笠原明
上下水道課長	佐藤康文	会計管理者・会計課長	桂航一郎
教育長	小山内宏太	学務課長	成田康治
生涯学習課長	石井孝	学校給食センター所長	久保田育子

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、 会議録署名者指名

一、 会期の決定

一、 諸般の報告

一、 町長提案理由説明

一、 議案第四十七号 工事の請負契約の件

一、 議員派遣の件

一、議事の経過

別紙のとおり

第一日 令和八年七月十七日

開 議 午前十時

○議長（奈良完治君）

おはようございます。

会議に入る前に、議場内の皆様でスマートフォンや携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくようご協力をお願いします。

ただいまの出席議員数は十二名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和八年第四回藤崎町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第百二十二条の規定により、会議録署名者は、七番五十嵐 忍議員、八番奈良岡文英議員、九番小野 稔議員を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 奈良岡文英議員。

〔議会運営委員長 奈良岡文英君 登壇〕

○議会運営委員長（奈良岡文英君）

おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る七月十三日午前十時から小会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査のため議会運営委員会を開催し、令和八年第四回藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について、各委員の意見を十分尊重の上、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日一日とし会期日程については、お手元に配付しておりますとおり、開会、会議録署名者指名、会期の決定、諸般の報告、町長提案理由説明、議案審議、採決、閉会、以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告申し上げます。

○議長（奈良完治君）

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本臨時会の会期は本日一日とし、お手元に配付してあります日程表のとおりにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり会期は本日一日とし、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については、朗読を省略し、お手元に配付してあります印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、議案第四十七号を上程し、町長から提案理由の説明を求めます。棚内伸治町長。

〔町長 棚内伸治君 登壇〕

○町長（棚内伸治君）

皆さんおはようございます。

本日ここに、令和八年第四回藤崎町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本臨時会の開会に当たり、上程されました議案一件の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に寄与したいと思います。

議案第四十七号、工事の請負契約の件。

本件は、藤崎町農業者トレーニングセンター改修工事を行うための請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

また、契約業者につきましては、五者による指名競争入札の結果、株式会社タナックス弘前支店に決定したものであります。

なお、工期につきましては、令和九年三月二十五日までとなっております。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴いご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何とぞ慎重ご審議の上、原案のとおりご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奈良完治君）

日程第五、議案第四十七号工事請負契約の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

本工事請負契約の件ですけれども、指名業者を、指名入札で行ったわけですけれども、五者をですね、どのような基準で、

選定なさったのでしょうか。

○議長（奈良完治君）

石澤財政課長。

○財政課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

今回の入札に関する指名業者の選定につきましては、指名審査会におきましてですね、まず、町内の事業者、特定建設業の許可を持っておりまして、町内の学校や体育館の工事实績のある株式会社タナックス弘前支店さん、それから株式会社三浦組さんの二者を選定しまして、さらに、弘前圏域で県の特Aランクに位置づけされている事業者の中から、町内の公共施設の工事实績がある株式会社マルノ建築設計さん、それから株式会社南建設さん、それから吉川建設株式会社さんの三者を加えた計五者を指名業者として選定してございます。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。五十嵐議員。

○七番（五十嵐 忍君）

一般競争入札に比べて指名競争入札は、地元業者の受注機会の確保につながるというメリットは確かにございますけれども、デメリットとしては、指名されるものが、どうしても固定化する傾向があると言われてるんですね。

藤崎町の場合は、指名どころか、落札業者がちょっと固定化している傾向が見られると思うんですが、受注率をお聞きます。ある業者が入札に参加して落札する成功率といいますか、近年の建築工事一億円以上の建築工事です。今回の五者に限っても結構です。受注率、お知らせください。

○議長（奈良完治君）

石澤財政課長。

○財政課長（石澤岩博君）

今回の入札の指名業者五者のですね、いずれかの事業者が落札した契約金額が一億円以上の入札件数は、二十五件ございます。これまでですね、合併以降ですが。そのうちタナックス弘前支店さんが落札した件数が十件、割合で言いますと四〇％、それから三浦組さんが三件で一二％、マルノ建築設計さんが四件で一六％、南建設さんが二件で八％、吉川建設さんが一件で四％、それから共同企業体の受注もございますので、そちらのほうで、マルノ建築設計さんとタナックスさんの共同企業体が落札した件数が四件で割合が一六％、それから吉川建設さんと三浦組さんの共同企業体が一で四％となつてございます。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。相馬議員。

○十番（相馬勝治君）

ちょっと工事内容についてお伺いします。

結局トレセンの場合、町内外からですね、来てるわけ、使用してるわけなんですけども。この工事によって休館といひますか、アリーナとかそういうのになればどうしても危険が伴うので、休館等などは、これ、ありうるんですか。

○議長（奈良完治君）

石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝君）

お答えいたします。

これからですね管理業者のほうと、契約をさせていただきます。その中で、行程というか、そういうものも出てくると思いますので、その際に利用できる期間、利用できない期間っていうのは周知していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

予算審議の中でもちょっと聞いた記憶もあるんですけども、今回の一億千万円余の工事のですね、中で、工事の内容ということで書かれている中で、屋根の改修、屋根の一部及び屋上の改修というふうになっているんですけども、これは前もやったような記憶もあるんですけども、雨漏りが激しいとかっていう話も聞いてるんですけども。

この屋根の一部及び屋上の改修というのは、どれくらいの面積でですね、ここだけ抜き出して、というような金額ベースではないんじゃないかなとも思うけども、金額ベースではどれくらいになっているものなのかということについてはどうでしょうか。

○議長（奈良完治君）

石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝君）

お答えいたします。

今おっしゃられた屋根の部分ですね、単純に一般工事費でいきますと、約二千八百万円ほど屋根の部分にかかるとい

うことになってございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

もう一つ工事の概要のところですね、いわゆる、アリーナの床の改修をするんだというふうに言っておりますんですけども、その床は全体のどれくらいで、面積的にはどれくらいなのかと、どういうふうな改修をしようとしていらっしゃるのかですね。その辺は、どういう内容になっていきますでしょうか。

○議長（奈良完治君）

石井生涯学習課長。

○生涯学習課長（石井 孝君）

お答えいたします。

アリーナの床の改修ですけれども、現在の床をですね、既存の床を研磨しまして、その上に全面でいわゆる、そうですね、イメージ的にはスポーツプラザ藤崎に設置したパラフレックスという新しい、そういう素材の床を張りつけるというような工程になってございます。

以上です。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。五十嵐議員。

○七番（五十嵐 忍君）

ちょっと入札制度について再度お聞きしますけども。藤崎町では予定価格の公表、事前事後ある中で事前公表採用しているわけですが、その理由をお聞きします。

○議長（奈良完治君）

石澤財政課長。

○財政課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

一般的に予定価格を事前公表するメリットといたしましては、いわゆる官製談合を防止できると。職員に対して予定価格を探るなどの不正行為が防止できるということが最大のメリットだと認識しております。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。五十嵐議員。

○七番（五十嵐 忍君）

そのメリット、官製談合防止っていうメリット、非常に大きいと思うんですが、やはりデメリットもあるわけで。いろんな制度、一長一短ありますけども、予定価格を事前に公表することによって、落札価格が高止まりになっている、なる傾向がある。ある意味税金の無駄づかいではないかと思うんですが。

例えば直近の建築工事ですと、藤中の校舎が落札率が九八・八％、藤中の体育館九七・七％、そして今回、九七％ですよ。限りなく一〇〇％に近いといいますか、予定価格に張りついているようなのが常態化してると思うんですが、事前公表の弊害がある意味生じてるのではないかと思います。見直しも含めて、検討する余地があるのではないかと思いますけども、今後の町の対応はどうするのか、町の考えをお聞きします。

○議長（奈良完治君）

石澤財政課長。

○財政課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

予定価格を事前公表する逆のデメリットといたしましては、今、議員がおっしゃられたようにですね、予定価格が上限の目安となりまして、落札額が高くなる可能性があるということも挙げられると存じます。

ただ、町では先ほど申し上げましたように、いわゆる官製談合が防止できるメリットを優先しているということから、事前公表を行っているものでございます。

ちなみにですね、県内の市町村では二十六の市町村が完全に事前公表を行っておりまして、事前公表と事後公表を併用してるところも七市町村ございます。多くの市町村が事前公表を行っている状況ではございます。

ただですね、やはり入札制度というものは、やはり時代時代の、法律の改正ですとか、いわゆる時代の流れというものもございますので、様々な形で、日々、検討していくものであると認識をしておりますので、今後とも、そういうふうな形で進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十一番（浅利直志君）

物価、資材費、人件費の高騰で業者も大変な苦勞をして、工事の実施にあたっているということについては、認めるんですけれども、いずれにしても、ちょっと予定価格に張りついている状態がずっと続いて、平田町長の時代からずっ

と続いているということについては、危惧をしているところなんですけども。ここでこのいわゆる入札制度、一長一短あるわけなんですけども、最近、報道によりますとですね、いわゆる最低制限価格をですね施行し、実施していくんだということですね、お聞きしたんですけども、お聞きというか報道で私は知ったんですけども、藤崎町の場合、最低制限価格というのがないという、それでもほとんど予定価格に近い価格で落札がなされているという実態がですね、あるんですけれども、設計業者との調整というかそういうものも含めて、推察されるようなことでもあるんですけれども、今回の議案のですね、四十七号にこの最低制限価格というのは設定されたんでしょうか。設定されていないとする場合、設定されていない理由はどんなところなんですか。お聞きいたします。

○議長（奈良完治君）

石澤財政課長。

○財政課長（石澤岩博君）

お答えいたします。

最低制限価格については、我が町では採用を行ってございませんでしたが、やはり先ほどの話というのは時代の流れというかですね、県内各市町村でも、最低制限価格を設けてですね、適正な入札を行っていく傾向にございますので、我が町でも、七月の入札から最低制限価格を導入させていただいてございます。

そういうことですね、今回の農業者トレーニングセンターの改修工事についても、最低制限価格を設けさせていただいてございます。

以上でございます。

○議長（奈良完治君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十七号を採決いたします。議案第四十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十七号は原案のとおり可決されました。

日程第六、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。民生教育常任委員会研修、五十嵐忍委員長ほか五名、令和八年八月の二十四日から八月の二十五日まで、派遣場所、北海道石狩郡当別町内、これに派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良完治君）

異議なしと認めます。

よって本件は派遣することに決定いたしました。

これをもって本臨時会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和八年第四回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時二十分

地方自治法第百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 奈 良 完 治

署 名 議 員 五 十 嵐 忍

署 名 議 員 奈 良 岡 文 英

署 名 議 員 小 野 稔